

令和元年7月26日 制定

令和2年6月1日 一部改正

令和3年1月7日 一部改正

週休2日制モデル工事実施要領（土木・軌道工事）

鉄道・運輸機構

（目的）

- 1 この要領は、週休2日制モデル工事の試行にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事開始日（実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）の開始日をいう。以下同じ。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業が余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業等を含めた当該工事に係る作業を行わず、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（発注方式）

- 3 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

（1）発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

（2）受注者希望方式

発注者が、受注者希望方式を適用する工事として発注し、受注者が、工事開始日までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

（試行対象工事）

- 4 試行対象工事は、以下のいずれにも該当しない工事の中から選定するものとする。

- ア 現場施工が1週間未満の工事
- イ 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ウ 社会的要請等により早期の完成が望まれるプロジェクトに係る主要工事
 - 例①災害復旧工事
 - 例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- エ 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
 - 例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
 - 例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- オ 不調・不落が見込まれる工事
- カ ア～オに掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(工期の設定)

- 5 準備・後片付け期間、施工に必要な実日数を算出し、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うものとする。

(工事工程の共有)

- 6 受注者の作成した工事工程表(クリティカルパスを含む)を共有し、工程に影響する事項がある場合は、その事項の対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。
- 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

(積算方法等)

- 7 経費の補正は発注方式ごと、下記のとおり行うものとする。なお、労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない。

(1) 発注者指定方式

入札説明書等において週休2日に取り組むことを明記した上で、当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、積算システム等が未対応の場合は精算時に計上することができる。その場合は、その旨を内容説明書等の設計図書に明示する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

- ・労務費 1.05
- ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費 1.04
- ・現場管理費 1.06

(2) 受注者希望方式

週休2日に係る費用は、当初予定価格では計上しない。現場閉所の達成状況に応じ、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて契約変更を行うものとする。ただし、工事開始前に週休2日の取組みを希望する旨の通知がなかったものは、変更の対象としない。

ア 4週8休以上（週休2日）

- ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 1.06

イ 4週7休以上8休未満（現場閉所率25%（7/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03 ・機械経費(賃料) 1.03
- ・共通仮設費 1.03 ・現場管理費 1.04

ウ 4週6休以上7休未満（現場閉所率21.4%（6/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01
- ・共通仮設費 1.02 ・現場管理費 1.03

（受注者希望方式の通知）

- 8 受注者希望方式の場合であって、受注者が週休2日制工事を希望する場合は、工事開始日の前日までに、発注者あて通知させるものとする。

（週休2日制工事の実施及び確認）

- 9 発注者指定方式の場合又は受注者希望方式において前条の通知があった場合の手続きは、次の各号によるものとする。
- (1) 監督員及び受注者は、工事請負契約締結後及び必要に応じて、対象期間及び対象外の期間について相互に確認すること。
 - (2) 工事開始日以降、週休2日制モデル工事であることを工事看板等で明示させること。
 - (3) 監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないよう配慮すること。-
 - (4) 監督員は、受注者が現場閉所する際、事前に「現場閉所届（休工届）（様式任意）」の提出を求めること。
 - (5) 監督員は、工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」の提出を求めるものとする。なお、現場閉所率の算定においては、降雨・降雪等における予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることに留意すること。また、必要があれば工事途中においても監督員等より「取得報告書」の作成及び提出を求めるものとする。
 - (6) 監督員は、「取得報告書」及び「現場閉所届（休工届）」等をもとに、対象期間中の現場閉所日数を整理すること。

(工事成績評定)

1 0 週休2日を実施した場合は、「新請負工事成績評定要領の運用について」(平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達)により、工事成績評定の加点評価を行うものとする。

なお、発注者指定方式の場合であって、明らかに受注者側に週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、「新請負工事成績評定要領の運用について」(平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達)別添1工事成績採点表「7. 法令遵守等」の項目において、減点措置を行うものとする。

また、受注者希望方式の場合、工事成績での減点を行わないものとする。

(発注時の手続き)

1 1 週休2日制モデル工事を発注する場合は、入札公告、入札説明書及び別紙1の内容説明書(記載例)により明示すること。

(その他)

1 2 その他必要な事項は、受注者と監督員が協議のうえ決定する。

内容説明書記載例

○ 週休2日制モデル工事について

【発注者指定方式の場合】

- (1) 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制モデル工事（発注者指定方式）」の試行である。
- (2) 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - ① 週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 対象期間
工事開始日（実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）の開始日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - ④ 4週8休以上
対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 現場閉所を行うときは、監督員へ事前に「現場閉所届（休工届）」を提出すること。工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。工事途中においても、監督員等より、「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合には、その求めに応じるものとする。
- (4) 受注者は、モデル工事である旨を明示（工事看板等）する。
- (5) 週休2日の実施状況について、当機構のホームページにより公表する場合がある。
- (6) アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- (7) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

- (8) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じていない。現場閉所の達成状況を確認後、4週8休を満たしたものは、設計変更の対象とする。【積算システム未対応の場合】
- (9) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。【積算システム対応の場合】
- (10) 4週8休以上の場合、補正係数は以下の通りである

| 項目 | 補正係数 |
|----------|------|
| 労務費 | 1.05 |
| 機械経費（賃料） | 1.04 |
| 共通仮設費率 | 1.04 |
| 現場管理費率 | 1.06 |

【受注者希望方式の場合】

- (1) 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制モデル工事（受注者希望方式）」の試行である。なお、週休2日を導入しない場合、受注者は（3）～（4）に規定する義務を負わない。
- (2) 週休2日の考え方は下記のとおりである。
- ①週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②対象期間
工事開始日（実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）の開始日をいう。以下同じ。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ③現場閉所
巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ④4週8休以上
対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 現場閉所を行うときは、監督員へ事前に「現場閉所届（休工届）」を提出すること。工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提

出するものとする。工事途中においても、監督員等より、「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合には、その求めに応じるものとする。

- (4) 受注者は、モデル工事である旨を明示（工事看板等）する。
- (5) 週休2日の実施状況について、当機構のホームページにより公表する場合がある。
- (6) アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- (7) 週休2日に満たない場合においても、工事成績評定の減点評価は行わない。
- (8) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では計上していない。現場閉所の状況に応じて経費の補正を行うものとし、設計変更の対象とする。
- (9) 閉所状況に応じた補正係数は以下の通りである。

| 項目 | 4週6休 以上 7休未満 | 4週7休 以上 8休未満 | 4週8休 以上 |
|--------------|--------------------|--------------------|------------|
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 機械経費 (賃料) | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 |

【発注者指定方式、受注者希望方式のいずれにも記載する。】

○工期について

工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から〇〇年〇月〇日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。

【例】当該箇所は、▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。

| | |
|--|------|
| ①準備期間 | ○日間 |
| ②後片付け期間 | ○日間 |
| ③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数 実働日数×係数） | ○. ○ |
| ④地元調整等による工事不可期間 ○年○月○日から○年○月○日まで | ○日間 |
| ⑤・・・ | |

※上記の他、特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

【発注者指定方式、受注者希望方式のいずれにも記載する。】

○ 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、工事開始日以前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

週休2日制モデル工事実施要領（機械・建築・電気工事）

（目的）

- 1 この要領は、週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（6）監督職員

監督職員とは、契約書に基づく監督員およびその指示により工事を担当する職員をいう。

（試行対象工事）

- 3 試行対象工事は、以下のいずれにも該当しない工事の中から選定するものとする。
 - ア 現場施工が1週間未満の工事
 - イ 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

ウ 社会的要請等により早期の完成が望まれるプロジェクトに係る主要工事

例①災害復旧工事

例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

エ 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事

例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

オ 不調・不落が見込まれる工事

カ ア～オに掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(発注方式)

4 発注方式は次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

発注者が、受注者希望方式を適用する工事として発注し、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(積算方法等)

5 経費の補正方法等は、下記のとおり行うものとする。

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所(現場休息)による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所(現場休息)について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

① 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上)

1. 05

② 4週7休以上4週8休未満(現場閉所(現場休息)率25%(7日/28日)以上28.5%未満)

1. 03

③ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率 21.4%(6日/28日)以上 25% 未満)

1. 0 1

(2) 積算及び変更方法

①発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

②受注者希望方式

現場閉所(現場休息)の状況を確認後、(1)①から③までの現場閉所(現場休息)の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、変更の対象としない。

(対象工事の明示)

6 対象工事である旨等は、入札公告、入札説明書及び別紙1の内容説明書(記載例)により明示する。

(現場閉所(現場休息)の確認方法)

7 現場閉所(現場休息)の確認方法等は、下記のとおり行うものとする。

(1) 現場閉所(現場休息)の確認方法

①工事着手前

- ・ 監督職員は、「現場閉所(現場休息)の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

②工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所(現場休息)の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休

息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

- ・監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、監督職員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

週休2日を実施した場合は、「新請負工事成績評定要領の運用について」（平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達）により、工事成績評定の加点評価を行うものとする。

なお、発注者指定方式の場合であって、明らかに受注者側に週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、「新請負工事成績評定要領の運用について」（平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達）別添1工事成績採点表「7. 法令遵守等」の項目において、減点措置を行うものとする。

また、受注者希望方式の場合、工事成績での減点を行わないものとする。

(その他)

8 週休2日促進工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事完成日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。また、受注者希望方式で受注者が週休2日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

その他必要な事項は、受注者と監督職員が協議のうえ決定する。

内容説明書記載例

【発注者指定方式の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 当初の予定価格の設定において、4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 6 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (5) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
- 5 当初の予定価格の設定において、4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

- 6 本工事はモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【受注者希望方式の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。
- 週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3～6項に規定する義務を負わない。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 発注者は、以下の（1）から（3）までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

- (1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合）
補正係数 1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25%（7日/28日）以上 28.5%未満）
補正係数 1.03
- (3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上 25%未満）
補正係数 1.01

6 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、モニタリングは行わない。

【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。
週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3～6項に規定する義務を負わない。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (5) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- 4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
- 5 発注者は、以下の(1)から(3)までの現場休息の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。
 - (1) 4週8休以上(現場休息率28.5%(8日/28日)以上の場合)
補正係数 1.05
 - (2) 4週7休以上4週8休未満(現場休息率25%(7日/28日)以上28.5%未満)
補正係数 1.03
 - (3) 4週6休以上4週7休未満(現場休息率21.4%(6日/28日)以上25%未満)
補正係数 1.01
- 6 本工事はモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、モニタリングは行わない。